

あらいジュニアスポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、総称を「あらいジュニアスポーツクラブ」(以下「クラブ」という。)と称し、事務局を妙高市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)事務局内に置く。

(所 属)

第2条 クラブは「スポーツ協会」に所属し、その指導助言を受けて活動する。

(目 的)

第3条 クラブは青少年のスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに、地域社会における生涯スポーツの発展と明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 クラブは前条の目的のために次の事業を行う。

- 1、各種目スポーツスクール
- 2、各種スポーツ大会への参加
- 3、研修会の開催
- 4、その他クラブの目的達成のために必要な事項

第2章 組 織

(クラブの構成)

第5条 クラブは、会員、登録指導者及びクラブの目的に賛同する者を構成員とする。

(運営機関)

第6条 クラブの事業運営のため運営委員会を設置する。

(部会の設置)

第7条 クラブの目的達成のために部会を設置することができる。

第3章 会 員

(入会手続)

第8条 クラブに入会を希望するものは、所定の手続に従い会費を納入し、申し込むものとする。

(会 費)

第9条 会費とは次のものをいう。

- (1) 年会費 (2) 受講料 (3) その他諸費用

(会費の不返還)

第10条 納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第4章 会 議

(運営委員会)

第11条 1、運営委員会は会長が召集する。

2、運営委員会は、会長1名、副会長若干名、委員長1名、委員20名以内をもって構成する。

3、運営委員会は、クラブを掌握し、クラブ運営に関する事項を協議し、決定する。

- 4、会長は、「スポーツ協会」の会長がこれにあたり、副会長、委員長、委員は、会長がこれを委嘱する。
- 5、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。
- 6、運営委員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、クラブを代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 委員長は、会長の命を受けてクラブの会務を執行する。
 - (4) 委員は、クラブの会務を分担する。

(部 会)

第12条 部会を設置する時は、本規約でこれを定める。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

- 第13条 1、会員はクラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。
- 2、前項に違反して盜難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第14条 1、会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2、クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第6章 細則

(細則)

第15条 この規約に定めのない事項、及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定める。

(規約の改正)

第16条 この規約の改廃は、運営委員会の決議によるものとする。

附 則

この規約は、平成15年4月1日より施行する。

平成20年2月20日一部改正。

令和元年6月6日一部改正。